

1号97 476万人 : 426.10 44427.372
 回答2万人?



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

整理番号

厚生労働省

秘 平成 26 年国民年金被保険者実態調査 (3年ごと)

お答えいただいた調査票の内容を統計以外の目的に使用することは、法律で禁じられています。また、年金保険料納付の督促や徴税の資料などに使用されることは絶対にありませんので、安心してありのままをお答えください。

<記入上の注意>

- 封筒のあて名の方が記入してください。
 本人が記入できない場合は、ご家族、または介護をしている方が記入を手伝ってください。
- 質問 1 ~ 質問 16 について、当てはまる番号に○を付けてください。
- できるだけ黒のボールペンで記入してください。

~~~~ 国民年金制度の周知状況についてお伺いします ~~~~

質問 1 国民年金制度の特徴についてお伺いします。当てはまる番号に○を付けてください。

|                                                                                     | 知っていた | 知らなかった |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 老後に年金を受けるためには、通常、保険料を納めた期間と、免除されていた期間を合わせて 25 年以上必要 <sup>(※1)</sup> である             | 1     | 2      |
| 物価や国民生活水準の変動に応じて年金額が改定され、受けられる年金の実質的な価値がなるべく変わらないような仕組みである                          | 1     | 2      |
| 病気や事故で障害が残ったときに受けられる障害年金がある                                                         | 1     | 2      |
| 本人の死亡時に、遺族の方が受けられる遺族年金がある                                                           | 1     | 2      |
| 年金額の 1 / 2 は税金でまかなわれている                                                             | 1     | 2      |
| 保険料を納めると、その年に納めた保険料額の全額が税金の計算のときに所得から差し引かれるので、納めなければならない税金は少なくなる                    | 1     | 2      |
| 任意でより多くの保険料を支払うことにより、付加年金などの <u>上乘せの給付</u> が利用できる <b>新</b>                          | 1     | 2      |
| 保険料を納めた期間が短ければ、その分、年金の受け取り額が少なくなる                                                   | 1     | 2      |
| 受け取る年金の額が少なく、年金以外の所得も少ない場合は、税金でまかなわれる給付金(年金生活者支援給付金)が受け取れる <sup>(※2)</sup> <b>新</b> | 1     | 2      |
| 現在働いている世代が納める保険料によって、現在の高齢者の年金給付をまかなう仕組みとなっている                                      | 1     | 2      |
| 保険料を納め忘れた場合でも、過去 2 年分 <sup>(※3)</sup> までさかのぼって納めることができる                             | 1     | 2      |
| 保険料の納付は義務であり、滞納した保険料は財産の差押など強制徴収の対象となり得る <b>新</b>                                   | 1     | 2      |

※1 平成 27 年 10 月以降は、必要となる期間は 10 年に短縮される予定です。

※2 平成 27 年 10 月から支給されます。

※3 平成 27 年 9 月までは、過去 10 年分までさかのぼって納めることができます。

質問11 あなたの平成26年3月末時点での就業状況について、当てはまる番号に○をつけてください。※7ページの「質問11の回答に当たって」を参考にしてください。

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 1 自営業主（個人経営の商店主や農業主など）                  |
| 2 家族従業者（自営業主の手伝い）                       |
| 3 常用雇用（正社員などフルタイムの方）                    |
| 4 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が <u>30時間以上</u> ） |
| 5 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が <u>30時間未満</u> ） |
| 6 臨時（日々雇用や季節的業務など）                      |
| 7 働いていない                                |

質問11-1 あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）について、当てはまるものを1つだけ選び、○をつけてください。

|                               |
|-------------------------------|
| 1 法人（株式会社、有限会社、医療法人、社会福祉法人など） |
| 2 個人経営（正社員 <u>5人以上</u> ）      |
| 3 個人経営（正社員 <u>5人未満</u> ）      |
| 4 国・地方公共団体                    |

質問11-2 あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）の業種について、当てはまるものを1つだけ選び、○をつけてください。

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| 1 農林水産業                               | 2 鉱業・採石業・砂利採取業       |
| 3 建設業                                 | 4 製造業                |
| 5 電気・ガス・熱供給・水道業                       | 6 情報通信業              |
| 7 運輸業・郵便業                             | 8 金融・保険業             |
| 9 不動産業・物品賃貸業                          | 10 学術研究・広告・技術サービス業   |
| 11 飲食店・宿泊業                            | 12 教育・学習支援業          |
| 13 医療・福祉                              | 14 複合サービス事業（農協、漁協など） |
| 15 卸売・小売業（コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーなど）  |                      |
| 16 専門サービス業（法律事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所など）  |                      |
| 17 生活関連サービス業（理美容業、クリーニング業、浴場業など）      |                      |
| 18 娯楽業（スポーツ施設、遊園地、パチンコホール、カラオケボックスなど） |                      |
| 19 廃棄物処理業（ごみ収集運搬業、産業廃棄物処理業など）         |                      |
| 20 その他のサービス業（労働者派遣業、ビルメンテナンス業、警備業など）  |                      |

質問12（8ページ）へお進みください

質問 11 の回答に当たって

以下の分類により、該当する選択肢に○をつけてください。

「1 自営業主（個人経営の商店主や農業主など）」

工場や商店などを個人で経営している方、農業や漁業に従事している方、開業医・弁護士・著述家・行商従業者などをいいます。

「2 家族従業者（自営業主の手伝い）」

家族の中に工場や商店などを個人経営している方がいて、その従業員として働いている方をいいます。

「3 常用雇用（正社員などのフルタイムの方）」

正社員、雇用者（会社などに雇われている方）であって1日の所定労働時間、1カ月の所定労働日数がおおむね一般社員に相当する方をいいます。

「4 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間以上）」

「5 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間未満）」

会社に雇用されている方で、

①フルタイム（「3 常用雇用（正社員などのフルタイムの方）」に該当する方）でもなく

②臨時（「6 臨時（日々雇用や季節的業務など）」に該当する方）でもない方をいいます。登録社員や派遣社員で、フルタイムでない方が該当します。

また、1週間の所定労働時間が、30時間以上であれば選択肢「4」を、30時間未満であれば選択肢「5」を選択してください。

「6 臨時（日々雇用や季節的業務など）」

2カ月以内の期間を定めて雇い入れられる方、所在地が一定しない事業所に雇い入れられる方（各地を転々として仕事をする方）、季節的業務に雇い入れられる方（清酒の製造など）、臨時的事業（博覧会など）で働く方などをいいます。

「7 働いていない」

働いていない方をいいます。専業主婦、学生でアルバイトなど収入を伴う仕事をしていない方などが該当します。